

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
枚方支援学校	<p>人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="368 554 1240 930"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>健康診断名</th> <th>健診日</th> <th>健診等の時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>人間ドック</td> <td>令和2年8月3日</td> <td>午前8時30分から午後1時00分まで</td> <td>午前8時30分から午後5時00分まで(全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	健康診断名	健診日	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	人間ドック	令和2年8月3日	午前8時30分から午後1時00分まで	午前8時30分から午後5時00分まで(全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p><b>【地方公務員法】</b>  <b>(職務に専念する義務)</b>  <b>第35条</b> 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p><b>【職務に専念する義務の特例に関する条例】</b>  <b>(職務に専念する義務の免除)</b>  <b>第2条</b> 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の1に該当する場合には、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。          (略)          ニ 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p><b>【学校職場における勤務条件等(制度解説)】(府立学校版)</b>  <b>第7章 服務</b>  <b>7 職務専念義務の免除(職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく)</b>          ○条例に基づく職務専念義務の免除          本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1374 1440 2288 1669"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第2条第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検診</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	根拠	条文	具体例	備考	条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検診		<p>誤って承認した職務専念義務の免除については取り消し、年次休暇として処理を行った。          今回の指摘事項の原因は、申請者が職員健康管理事業におけるサービスの取扱いについて誤った認識を持っていたことと、直接監督責任者の確認不足にある。          再発防止策として、関係職員へ指摘事項について周知するとともに、今後は、職員の職務専念義務免除の申請に対して直接監督責任者が承認を行った際は事後確認を行うことを徹底することでチェック体制を強化し、適正な事務処理を行う。</p>
職員	健康診断名	健診日	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間																	
A	人間ドック	令和2年8月3日	午前8時30分から午後1時00分まで	午前8時30分から午後5時00分まで(全日)																	
根拠	条文	具体例	備考																		
条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検診																			

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和3年11月1日から令和4年1月31日まで)